

2 全国健康保険協会 福島支部

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするためには?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」 を行う必要がありますので、早めに利用登録を行ってください。 利用登録は以下の方法で簡単に申し込めます!



マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの 資格情報」が確認できます。確定申告や給付の 申請にもご活用いただけます。 マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は 右の二次元バーコードからご確認ください。 厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの?今すぐできる!簡単申込み編】





必要なものは、マイナンバーカードだけ!!

顔認証付きカードリーダーが設置してある医療機関・薬局等では、マイナンバー カードでの受診時に、マイナンバーカードの保険証利用登録ができます。

保険証として利用するための登録がお済みでない方には、 「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が 必要です。継続しますか。」というメッセージが表示されます。 利用規約を確認、「同意」すると登録が完了!





このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。 納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。